

NET119 緊急通報システム

更新日 : 2020 年 5 月 1 日

令和 2 年 4 月 1 日(水曜日)から、聴覚や発声に障がいのある方を対象に、音声によらない 119 番通報が可能な「NET119 緊急通報システム」(以下 NET119 という。)の運用を開始しました。



ご利用の携帯端末によって、登録できるシステムが変わります。

以下、該当する項目をご覧ください。

NET119 とは？

NET119 とは、聴覚や発声に障がいのある方が、携帯電話やスマートフォンなどのインターネット回線を利用して、全国どこからでも音声によらない 119 番通報を簡単にすることができるものです。

主な利点としては、簡単なボタン操作で通報ができ、通報者の位置も特定することができます。また、外出先からでも最寄りの消防本部へ直接通報(当該システムを整備している場合に限る。)することができます。

種類	システム
<ul style="list-style-type: none">・スマートフォン・高機能フィーチャーフォン・タブレット端末	 NET119 

1 NET119

【通報イメージ】



(1)「NET119」

【通報例】

通報者	通報時のパターン	通報先の消防本部
山鹿市で登録された方	山鹿市内で通報した場合	山鹿市消防本部
	NET119を導入している他の市町村で通報した場合	通報した場所の消防本部
	NET119が未導入の他の市町村で通報した場合	山鹿市消防本部 (転送⇒通報した場所の消防本部)

(2)利用条件

NET119は、次の条件を満たす方にご利用いただけます。

ア 対象者

聴覚や発声に障がいがあり、音声による119番通報が困難な方で、山鹿市に在住の方、又は山鹿市に通勤・通学される方など。

注 障害者手帳の保有の有無は問いません。

イ 利用端末

スマートフォンやタブレット端末、高機能フィーチャーフォンのいずれかの端末で、次の規格と機能を有しているもの。

(ア)Android または iOS を搭載していること。

(イ)使用する端末の OS がサポート期間中であること。

(ウ)GPS、メール、インターネットの機能を有していること。

注 ご利用の端末規格が分からない場合は、ご契約の携帯電話事業者にご確認ください。

(3)新規登録

NET119 を利用するためには、事前登録が必要です。

登録申請の方法は、山鹿市消防本部警防通信指令課での**窓口申請(紙)**になります。

午前8時30分～午後5時00分

注 災害等で、当日、登録ができない場合があります。

(4)変更申請及び利用停止申請

すでに NET119 に登録いただいている方で、登録内容の追加、削除、修正など登録時の内容を変更する必要がある場合や、利用を停止したい場合の申請方法は、**窓口申請(紙)**になります。

「NET119 利用申込・変更・利用停止届出書」(紙)に必要事項を記入し、山鹿市消防本部警防通信指令課に直接提出してください。郵送又は FAX で提出する場合も同様に、山鹿市消防本部警防通信指令課へお願いします。

2 注意事項

- (1) 申し込みの際は、利用規約に同意する必要があります。
- (2) 登録者が未成年者の場合は、保護者の方の申請となりますので、お間違えのないようにお願いします。
- (3) NET119 利用時の費用については、ご利用する端末の通信料をご負担ください。また、通信料は契約内容によって異なりますので、あらかじめご確認ください。
- (4) 利用者登録をした利用端末の機種変更を行う場合や利用者情報に変更が生じる又は生じた場合は、必ず変更届出を行ってください。変更届出を行わない場合、通報ができなくなることがあります。
- (5) NET119 は、インターネットを利用した通信システムですので、プロバイダ、通信事業者のメンテナンスや障害などやむを得ない事由により停止する場合があります。
- (6) 消防・救急活動に必要と判断した場合において、登録いただいた情報を、行政機関や医療機関、警察などの関係機関に対して情報提供することがあります。
- (7) 市外からの通報に対しては、通報のあった管轄の消防に通報内容を電話・FAX 等により転送し、情報を提供して対応を依頼することがあります。

お問い合わせ

山鹿市消防本部 警防通信指令課

電話：0968-43-1289

FAX：0968-43-8872

Eメール：fs-keibou@city.yamaga.kumamoto.jp